



許せない自民党改憲案 負けられない参議院選挙

自民党は結党以来改憲を追求してきた。時代によって考え方に遷があるようだが、直近の2012年4月の改憲案は極めて興味深い。

報道は改正手続きを巡る96条に集中しているが、案は信じられないほど多方面にわたり、条文自体の大幅変更・削除・新設はもとより、小さな言葉遣いの変更にも民主主義と人権と平和を否定しようとする意図が山盛りになっている。

眼につくいくつかを挙げるだけでも次のようなものがある。

「天皇の元首化」「国旗国歌尊重条文の新設」「戦力不保持・交戦権否定の削除」「国防軍保持条文新設」「基本的人権を抑制する表現への変更」「選挙の秘密保持しり抜け表現」「思想・良心の自由を“侵害せず”の表現変更」「国等の宗教活動禁止のしり抜け表現」「集会・結社・言論・出版その他の表現の自由制限条項」「家族は助け合え条文の新設」「搜索・押収を受けない“権利”の削除」「公共の福祉を公益・公の秩序に書き換え」「拷問“絶対”禁止の表現削除」「国務大臣“文民”要件を“現役軍人でない”に」「緊急事態の章新設、宣言が出たら何人も国その他公の機関の指示に従う義務」「憲法改正手続き、両院議員の三分の二議決を“過半数”に、国民投票で過半数を“有効投票の過半数”に」「天皇による改憲公布時の“国民の名で”削除」「基本的人権を定めた第97条

削除」「国民の憲法尊重義務新設＝憲法の基本的機能の逆転」……

総じていえば、国民主権・基本的人権の否定、平和主義の否定、国家権力優先の社会をめざしている。個々の条文案については、従来改憲を主張してきた論者や右翼思想を持つ論者ですら反対意見を述べているが、この案が現政権党の「叡智の結晶」らしい。

安倍自民党は、世論にあまりうけていないことを感じたか、一時期よりは改憲を前面に出さなくなったが、基本的には執念を燃やしているとみなければならない。案を見る限り安倍内閣は、政治主張としては戦前の国家主義への回帰をめざしているように見える。

他方、内閣に自覚があるかどうか不明だが、国境を飛び越えて市民生活を踏みにじりながら肥大していく資本による「グローバリゼーション」の推進と、アメリカとその軍による戦略の下請に徹することで、国家と国民経済を溶かしていく政治行動をとっている。

国境と関係のないフアンドや企業と違い、この日本に住み続けるしかない私たちは、このような自民党政権に明日の日本を委ねることは決してできない。

7月の参議院選挙では、なんとしても相原久美子さんをはじめ自治労が推薦する候補の勝利を勝ち取り、自民党とその別働隊諸グループに対して反撃を開始しなければならない。

従軍慰安婦・売買春を考える

維新・橋下代表の従軍慰安婦に関する発言は、言葉の修飾をはぎ取れば次のようになる。

「かつて戦時の日本軍には従軍慰安婦という兵士の性処理装置が必要だった」「日本だけの問題でなく世界中の軍に共通する問題」

また、同じ維新の平沼赳夫代表代行は「従軍慰安婦は存在せず、戦地売春婦だった」と述べ、強制を伴わない売春にすぎないとの認識を示した。

ところで、維新は将来の日本の在り方として戦争と軍を否定しない立場をとっている。

であれば、将来も従軍慰安婦という兵士の性処理装置が必要にな

ると主張していることになる。言葉を飾っても、今後もそのような当事者を作るという理屈になっている。

稲田朋美大臣（自民）が「従軍慰安婦制度は戦時中合法だった」と発言したが、自民党改憲案が将来の日本の在り方として戦争と軍を前提にしていることと併せ考えれば、橋下代表と同様に、将来も合法的従軍慰安婦制度を作ると主張していることになる。

この三人はいわば札付きの人物でいちいち反応することもはばかれるが、それでも一連の発言は人の道にとって見過ごせない。

従軍慰安婦という事実が存在したか否かについて三人は異なる認識のようだが、「これからも戦争と兵士を必要とし、そのための性処理装置が必要である」とする点は共通している。

また、「暴力・強制による性奴隷でなく金銭のための売買春なら問題はない」とする点で橋下代表の「風俗活用のすすめ」と平沼代表代行の「戦地売春婦」論は共通している。

暴力・強制により従軍慰安婦という性奴隷にされた多数の女性がいたことは被害当事者・当時の兵士の証言から明らかであり、事実を無かったことにすることは許されない。加えて金銭による売買春もまた、非人間的である。わずかでも想像力があれば自明のことである。

自分の母、妻、姉、妹、娘に暴力・金銭によって性を強制される従軍慰安婦・売春婦になってほしいと願う者、自分になりたいと願う女性が歴史に開き直り、これからも必要だと述べているのだろう。

終戦後の売春について「良家の子女の防波堤」論があり、この論によれば元華族女性の売春は悲劇だが、貧しい農村女性の売春は防波堤として必要とされた。

「基本的人権否定」・「戦争肯定」・「国家を縛っている憲法を国民を縛る憲法に」・「時の権力が容易に改憲できる手続き」にしようとする自民党改憲案を許してはいけません。



安全な
国づくりを実現

ブログ更新中!

あいはらくみこ

検索

参議院
議員

あいはら くみこ

1947年北海道生まれ。北海学園大学卒業後、民間企業で勤務。86年札幌市非常勤職員。01年北海道本部副執行委員長、03年自治労中央執行委員。07年第21回参議院議員選挙全国比例区で当選。現在、内閣委員長、共生社会調査会委員。

自治退は第41回総会(大阪)において「あいはらくみこ」さんを推せん決定しています。

人種・民族・国籍・社会階層・経済階層が違っても女性はず誰かの母、妻、姉、妹、娘もしくは自分である。これに思いが至らない者を人でなしという。

橋下代表発言が惹き起こした騒動は人の道にたって考えれば次のようになるべきである。

「かつて戦時の日本軍には従軍慰安婦という兵士の性処理装置が

あった。これは当事者女性の人権を深く侵した。程度や方法の違いはあれ、世界中の軍は同じ問題を持っていたし、いる。戦争と軍はこれを不可避にしている。性奴隷・売買春という非人間的な人権侵害を根絶するためには、戦争を起こさないこと、軍を無くすことが必要である」

明るみに出た田中元最高裁長官の不当裁判 60年安保改定直前の砂川裁判

1959年3月30日、東京地裁の伊達裁判長は「日米安保条約による在日米軍の存在は憲法9条に反する」として、旧立川基地拡張に反対して米軍基地内に侵入し（1957年7月）日米行政協定（現在の地位協定）に基づく刑法違反で起訴された7人の被告（労組員4人、学生3人）を無罪とする判決を言い渡した（以下「伊達判決」）。安保条約の早期改定を目指して秘密裏に協議を続けていた藤山愛一郎外相とマッカーサー駐日大使はもちろん、日米政府もこの判決に大きな衝撃を受けた。日本政府はすぐに高裁を跳び越えて最高裁に「跳躍上告」した。最高裁では田中耕太郎最高裁長官（当時）が裁判長となった大法廷審理で同年12月16日に1審判決破棄の判決を出した。田中長官は、この判決で「安保条約のような高度に政治的な問題は司法判断の対象外」という「統治行為論」を発案し、その後の司法の政治への従属を定着させた。また、政治的には田中長官が異例のスピードで進めた審理・判決により、1960年1月の安保改定調印を可能にし、日本を米国の従属下に置き、国民の生命・生活・権利を脅かしている今日まで続く安保条約、地位協定体制の確立に大きな役割を果たした。

それから半世紀以上経った2008年4月に国際問題研究家・新原昭治氏が米国国立公文書館（以下「NARA」）で当時のマッカーサー大使から国務省に宛てた砂川裁判に関する14通のマル秘報告書を発見した。その中には、伊達判決を早期に覆すためにマッカーサー大使が藤山外相に判決翌朝に「跳躍上告」を働きかけ藤山外相が同意したこと、田中長官が「跳躍上告」を受けて「この事件審理を最優先させ審理を急ぐ」とマッカーサー大使に述べていること、

などが明らかになった。また、法廷で検察側が米軍の配備についての証言内容を米軍から指示を仰いでいることも明らかになった。

さらに、2011年にはフリージャーナリスト・末浪靖司氏がNARAで新たに発見した日米密約の文書の中に、砂川裁判について田中長官が「判決は来年初めまでには出したい。15人の判事全員が伊達判決を支持しない」とマッカーサー大使に報告した書簡（11月6日付）や、「在日米軍は合憲」という田中判決が出た翌12月17日付の「日米関係樹立に田中の功績は大きい」と高く評価する電報があった。また、NARAで最近まで「安全保障上の理由」で閲覧禁止となっていた8月3日付の書簡が山梨学院大学元教授・布川玲子氏の請求により開示された。この中で「田中が判決は12月になるだろう、法廷は9月初旬から3週間で終わる」と述べて、田中長官がマッカーサー大使に法廷で審理日程を決める以前にその日程を報告していたことが明らかになった。

このように、憲法と司法の位置の低下を定着させる基を作った最高裁判決は、裁判官が絶対に行ってはならない審理状況や判決の見直しなどを米国（安保改定の当事者である部外者）に報告するという、憲法にも裁判所法にも反する田中長官の訴訟指揮のもとで出されたのである。最高裁自身の過去の過ちの反省、真の司法の独立の確立のために、今日に至る歴史的に重大な進路を決めたこの判決を見直し、故人となったとはいえ田中元長官の不法不当性を糾弾し真実を明らかにしていくことが、今求められている。

（伊達判決を生かす会事務局長・吉沢弘久自治退副会長）

日常生活の急激かつ偶然な外来の事故から
あなたのケガを守ります！

安心総合共済

ぜひ中途加入制度のご利用を

中途加入の場合も補償期間は2014年3月20日午後4時まで

☐年齢制限なし会員なら誰でも加入できます

☐個人型、夫婦型より契約タイプを選択

※傷害天災補償ありタイプもあります。

☐ケガ通院でも1日目からも補償

☐ケガ(死亡・入院・手術・通院保険金)と賠償責任と自宅外の携行品を補償

☐毎月末日の翌月20日午後4時より補償開始

☐2013年9月末日まで受け付けています

☐加入方法⇒郵便局またはゆうちょ銀行より振込み

払込用紙は最寄の退職者会に置いてあります

詳細については各退職者会もしくは取扱代理店(株)自治労サービス

03-3239-5880までお問い合わせください

「安心総合共済」は、東京海上日動火災保険株式会社の団体総合生活保険のペットネームです。ご加入にあたっては必ずパンフレット、重要事項説明書をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には代理店までお問い合わせください。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社（担当課）広域法人部法人第2課

住所:東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4151 2012年9月作成 12-T-05711

自治退第2回役員会開催

5月24日、自治退は第2回役員会を開催した。「社会保障・税一体改革」の到達点と課題を確認したほか、自治退・都市交退の組織統合協議開始等の報告を確認した。

協議事項では、新規結成3単会の承認、自治退の方針に密接に関連する地公退の方針・要求案に関する討議、25万自治退建設の取り組みの総括案討議、退職者連合・地公退総会への対処、この日に可決された社会保障・税番号法に対する反対見解等を決定した。

また、自治退本部役員の選考内規として全国区選出本部役員（地連選出理事は除く）は選出総会時点で満80歳を超える者を選考対象から外すことを決定した。

第1回福利厚生委員会開催

5月23日、第1回福利厚生委員会を開催した。

来年度募集にあたってはある程度の掛金引下げが見込める中で、今年度からスタートした新契約方式（抜本団体契約）により可能になった1年掛け捨ての「医療保険」「がん保険」などの特約新設について検討を開始した。また、新規加入時から口座振替方式とする方向を提起した。7月の第2回委員会までに各地域の意見を集約することとした。